

通達

ベトナムにおける海外非政府組織の活動の登録及び管理に関する 2012 年 3 月 1 日政府政令 12/2012/ND-CP の施行ガイドライン

2001 年 12 月 25 日政府組織法に基づき、

外務省の機能、責任、権限及び組織機構について規定した 2008 年 2 月 4 日付政令
15/2008/ND-CP に基づき、

ベトナムにおける海外非政府組織の活動の登録及び管理に関する 2012 年 3 月 1 日付政府政令
12/2012/ND-CP に基づき、

外務省は以下のようなベトナムにおける海外非政府組織の活動の登録及び管理に関する 2012
年 3 月 1 日政令 12/2012/ND-CP の施行ガイドラインに関する通達を公布する（以下すべて政
令）。

第 1 章

一般規定

第 1 条 調整範囲と適用対象（政令第 1 条の規定）：

1. 政令は、各中央省庁、地方省及び直轄中央都市人民委員会、地方の海外非政府組織管理機
関、対ベトナム機関、ベトナムカウンターパート機関、ベトナムにおいて海外の法律に従
って設立された、利益やその他の目的ではなく開発支援や人道的活動を行う非政府組織、
非営利団体、各社会基金、民間基金、あるいは他の各種社会組織、非営利組織に適用す
る。
2. 政令は、ベトナムにおける人道的な慈善活動を行う個人には適用しない。

第 2 条 ベトナムにおける海外非政府組織に対する登録の一般規定（政令第 5 条から 15 条ま での規定）：

1. 2007 年 4 月 20 日付国会常務委員会の国際協定の締結及び実施に関する法令に基づき、ベ
トナムにおいて活動を展開する前に、各海外非政府組織の長は、ベトナムにおいて権限を持
つ機関及び組織（法令第 1 条において規定される各ベトナムの機関）と共に“枠組み合意”に
署名する必要がある。その中でベトナムにおける各組織の権限、責任、各種人道的開発活
動の契約を明確に規定する。海外非政府組織が“枠組み合意”に署名するベトナム側カウンタ
ーパートを持たない場合、常務委員会が“枠組み合意”に署名する機関となり、締結前に外務省
から文書により意見を聞かなければならない。
2. 政令第 6 条から第 14 条で規定するような各手続きを進めるために、必要な登録書類を完
成し、海外 NGO 事業委員会の常任機関へ申請する。
3. 常務委員会のメンバーにより検討された意見に基づき、外務省は登録書の検討、発行、修
正、補足、回収を行う。本通達の第 8 条 1 項に定める場合を除き、各海外非政府組織は登録
書の発行後にのみ活動の展開を許可される。海外非政府組織が未登録で活動している場合、
常任機関が関係の権限当局は、その団体に対し、登録手続きを行い、15 日以内に活動を一時

休止するよう忠告する。登録書が発行されれば、活動を再開できる。

4. 本通達 8 条 1 項の規定の場合を除き、その組織が規定に沿って登録していなければ、各省、省庁関連機関、地方及びベトナムカウンターパートは各海外非政府組織と協力して活動を実施することができない。

第 3 条 審査プロセスと新規登録書の発行及び各種登録書の延長、補足、修正：

a) 十分な書類を受け取った日を含む 35 営業日以内に、常任委員会は各関連機関及び海外非政府組織の活動の登録が予想される地域の省人民委員会の意見を求める。意見を求められた各機関は 20 営業日以内に返答しなければならない。

b) 関連の意見を受け、常任委員会は海外非政府組織の書類と各関連機関の審議により決定された意見、海外非政府組織の活動の登録が予想される地域の省の人民委員会の意見を外務省に送付し、外務省が検討する。

c) 上記 3 条 1 項 b で挙げたような十分な書類を受け取った日を含む 10 営業日以内に、外務省は検討し、決定権を持つ機関に提出する（外務省の権限を超えた問題は政府首相に提出し、そこで検討、決定される）。

d) 海外非政府組織へ文書にて結果を通知できるよう、外務省は常任委員会に結果を送付する。

第 2 章

ベトナムにおける海外非政府組織に対する登録手続き

第 4 条 登録書発行機関と登録書類受け取り及び結果通知機関（政令 5～15 条、及び 24 条 3 項に規定）：

1. 外務省は、ベトナムにおける各海外非政府組織に対し、各種登録書を新規発給、延長、修正・補足、回収する機関である（各種登録書の様式は付録 1, 2, 3 に規定する）。
2. 海外 NGO 事業委員会の常任機関（ベトナム友好協会）は書類を受理し、発行、延期、補足、修正、活動の中止を提案し、書類を認定する各成員からなる委員会を主宰し、検討結果を返信し、ベトナムにおける各海外非政府組織の書類を検討する機関である。

第 5 条 各海外非政府組織の登録書の新規発行、延長、補足、修正の申請のための申請書の署名の権限：

1. 新規発行や登録書更新の申請書は海外非政府組織の長により署名されなければならない。
2. 登録書の延期・補足・修正の申請書は、登録書上に明記された代表者か委任された海外非政府組織の長が署名する。

第 6 条 各種登録書の新規発行、修正、補足を申請する場合のベトナムにおける海外非政府組織の代表者に関する書類（政令第 5～15 条に規定）：

1. 政令に準じて提出が必要な各文書以外に、ベトナムにおける INGO の新しい代表任命の申請の書類は、その組織の長が署名した紹介状を添えた任命決定書 1 部、ベトナムの組織の代表に任命される者の履歴書 1 部及び、代表任命予定者の期限が有効なパスポートの主要な情報が記載されているページのコピーを 1 部（各文書が外国語で記載されている場合は、公証されたベトナム語訳を添えること）が必要となる。
2. 公証を必要とする書類は、以下のものを含む： 定款及び組織の法人格証明書、プロジェクト事務所及び代表事務所の代表に予定されている者か、あるいはベトナムにおける代表となるよう海外非政府組織により委任された者の犯罪経歴証明書。これらの書類は、政府政令 111/2011/NĐ-CP 及び政令 111/2011/NĐ-CP のガイドラインにあたる外務省通達 01/2012/TT-BNG の規定に従って領事認証を行う。プロジェクト事務所及び代表事務所の代表になることが予定されている者か、あるいはベトナムにおける代表となるよう海外非政府組織より委任された者が、国籍を持たない国に長期滞在している場合、犯罪経歴証明書はその者が直近 6 か月間生活し働いている国にて領事認証を行う。政令で求められている各書類には、出発地の国かベトナムの公証役場にて公証されたベトナム語訳が必要となる。（付録 4 にてベトナムにおける領事認証が免除される各国のリストと書類を規定）。
3. ベトナムにおける組織の代表者は、海外 NGO 事業委員会が文書によって承認した時、活動を指示できる。

第7条 各海外非政府組織のプロジェクト事務所及び代表事務所の所在地：

1. 海外非政府組織のプロジェクト事務所は、プログラム・プロジェクトの指揮及び支援をするために十分な条件がある各地方省の中心地もしくは郡の中心地に設立する。また、各地方省・中央直轄市の人民委員会に書面にて承認されなければならない。
2. 海外非政府組織のプロジェクト事務所は、各地方の行政事務所に設立することはできない。
3. 海外非政府組織の代表事務所を設立する場所は、ハノイ、ダナン及びホーチミンの人民委員会により書面にて承認されなければならない。また、各地方の行政事務所に設立することはできない（政令第12条dにて規定）。
4. 要求があった時には、活動登録書を持つ海外非政府組織は事務スペースを設けることができる。

第8条 活動登録書、プロジェクト事務所設立登録書及び代表事務所設立登録書発行の条件：

1. 天災、疫病、戦争に対する緊急支援への参加のような特別な場合、登録書が発行される前に、外務省は海外非政府組織が特定の人道的慈善事業による活動を実施できるよう受け入れ文書を発行する。
2. 政令12/2012/NĐ-CP 第12条1項cの代表事務所設立登録書の発行条件の詳細は以下の通りとする。

海外非政府組織は代表事務所設立登録書類の申請時点までに少なくとも2年以上継続してベトナムにおいて効果的な活動を実施している。

第9条 各種登録書の期限（政令第6, 7, 9, 10, 12, 13条に規定）：

新規発行、延長、補足、修正される各種登録書の期限は、具体的に次の通り。

1. 活動登録の最長期限は3年、プロジェクト事務所設立登録及び代表事務所設立登録の最長期限は5年。実際の期限は登録書に記載され、ベトナムの権限を持つ機関に承認された各プログラム・プロジェクトの実施期間、当該海外非政府組織の財政能力、及び当該海外非政府組織の設立地または本部を置く国の法律に従い規定された活動登録期限に応じて短縮される。
2. 登録書の期限は、発行された登録書の期限が切れる前に変更すること。ただし、財政能力やベトナムの各認証機関に承認された各プログラム・プロジェクトに合わせて他の要求を申請している場合を除く。
3. 登録書の期限は海外非政府組織が要求し、外務省が検討・認定する。

第10条 仮確認書：

特別な場合として（例：書類不十分または不適切のために審査手続きが完了していない時）、各海外非政府組織の登録書がまだ期限に合わせて延期、補足、修正手続きを完了していないとき、海外NGO事業委員会は、延期、補足、修正される登録書を待つ間、通常の活動を行う各組織のための条件を整備するために、検討中の組織の登録書の状況に合わせて設定した

期限があり、登録書が延期、補足、修正のための審査中であることを示す確認書を海外非政府組織に対して発行する（付録 3.1 に規定するフォーマットに従う）

第 11 条 政令 15 条に従い、以下のような場合には、海外非政府組織の活動の一部または全てが休止、あるいは停止される

1. コミットメント通りに実施しない、財政能力が不十分、コミットしたたくさんのプロジェクトがある、承認後も活動を実施しないといった場合、活動の一部を停止する。
2. 正規の領域、場所で活動を実施しない、あるいは長期的に（1 年）活動が開始されない場合、活動のすべてを停止する。
3. 何度も忠告されたにもかかわらず、本政令第 4 条に違反する場合は、活動を中止する。

第 12 条 労働許可書の発行：

1. 政令 20 条の規定に従い、代表事務所長を除き、海外非政府組織の外国人従事者は、事務所所在地にある労働傷兵社会局に行き、ベトナムの現行法に沿って労働許可証の発行を申請する。
2. 労働許可証の発給には、以下の各種法的文書が示す規定を適用する。
 - i) ベトナムにおける外国人労働者の採用・管理に関する 25/3/2008 年 3 月 25 日付政府政令 34/2008/NĐ-CP；
 - ii) 政府政令 34/2008/NĐ-CP の一部修正・補足にかかる 2011 年 6 月 17 日付政府政令 46/2011/NĐ-CP
 - iii) 政令 34 号, 46 号の施行案内に関する 2011 年 11 月 3 日付労働傷兵社会省通達 31/2011/TT-BLĐTBXH

第 13 条 荷物の輸入（政令第 22 条に規定）：

荷物の輸入には、2007 年 10 月 15 日付、商工省、財務省及び外務省による合同通達 03/2007/TTLT-BCT-BTC-BNG、2004 年 7 月 30 日付、政令 73 号、及びベトナムで優先的に免除権を与えられた各外交代表機関、領事館、国際組織の各代表機関の事業と生活に不可欠な物資の一時的輸入、輸入、あるいはベトナムにおける免税での購入、輸出、再輸出、譲渡及び損傷の案内に関する現行の各法的文書が適用される。

第 14 条 外国人に対する個人所得税（政令 23 条に規定）：

外国人に対する個人所得税には、後述の各種法律文書の案内及び現行の法的文書が適用される。

- i) 個人所得税法
- ii) 個人所得税の詳細を規定した 2008 年 9 月 8 日付、政令 100/2008/NĐ-CP
- iii) ベトナムにおける海外援助プログラム・プロジェクトを実施する海外専門家に対する個人所得税免除案内に関する 2007 年 5 月 29 日付財務省通達 55/2007/TT-BTC
- iv) 個人所得税法の一部施行の案内にかかる 2008 年 9 月 30 日付財務省通達 84/2008/TT-BTC

の修正及び、2010年1月11日付財務省通達 02/2010/TT-BTC の修正にかかる 2011年1月26日付通達 12/2011/TT-BTC

第15条 海外非政府組織の印鑑と口座（政令第21条に規定）：

1. 政令 21 条に従い、登録書を発行される海外非政府組織は、印鑑の登録及び使用と、ベトナムの現行の法律に沿って設立・活動するための銀行口座の開設を許可される。
2. 印鑑登録には、2010年2月5日付公安省通達 07/2010/TT-BCA 及び印鑑の使用と管理に関する 2001年8月24日付政府政令 58/2001/NĐ-CP 及び、政令 58 号の修正・補足にかかる政令 31/2009/NĐ-CP が適用される。

第3章 各ベトナム機関と海外非政府組織の責任

第16条 活動通知（政令第17条に規定）：

海外非政府組織の文書による活動報告は、海外非政府組織が事務所を設置する場所か、活動やプログラム・プロジェクトの実施が予定されている場所が属する地方省、中央直轄市の国家対外管理窓口機関（省・中央直轄市人民委員会の外務課・局あるいは事務所）に対して送付される。

第17条 海外非政府組織の報告責任（政令第18条に規定）：

半年おき及び一年おきに、代表事務所長、プロジェクト事務所長または海外非政府組織に代表を委任された者は、財務省、当該海外非政府組織が口座を持つ銀行と協力して調査を行い、年次会計検査を行う責任がある。また、文書による活動及びプロジェクト・プログラム実施状況に関する報告を（付録5の規定に沿ってベトナム語訳を添付して）、外務省、海外NGO事業委員会、および登録書で決められた活動拠点のある地方省や中央直轄市の人民委員会に対して、遅くとも7月15日までに半期報告、1月15日までに年次報告として提出しなければならない。

第18条 各ベトナム機関の報告責任（政令第25～28条に規定）：

半年及び年次の定期的に、各中央省庁、省庁レベルの政府機関、政府関係機関、各大衆組織中央事務所、地方省、中央直轄市、計画投資省は、各活動報告や海外非政府組織の援助使用の報告を行う責任を持つ（付録6で規定する様式）。外務省に対し遅くとも7月20日までに半期報告を、その後遅くとも2月20日までに年次報告を、あるいは総括が求められる時には政府首相に対し報告を提出する。

第19条 ベトナムに対する各機関の報告責任（政令第29条3項に規定）：

ベトナム側カウンターパートは、活動及び援助されるプログラム・プロジェクトの実施状況に関して、遅くとも7月15日までに半期報告を、遅くとも1月15日までには年次報告を（付録の規定に沿って作成し）、外務省及び登録書において規定される活動地の地方省及び中央直轄市の人民委員会に送付する。

第 20 条 各ベトナム機関の管理、検査、監督責任（政令第 25～28 条に規定）：

1. 海外 NGO 事業委員会は、政府首相の前に海外非政府組織の事業認定、検査、モニタリング及び各種違反の処理に関して責任を持つ。首相が査定、検査、モニタリング及び海外非政府組織の違反行為の処分を実施する前に、海外 NGO 事業委員会が責任を持つ。
2. 地方における海外非政府組織に係る国家管理機関について（政令第 28 条 4 項）：各省及び中央直轄市の人民委員会の対外活動の統一的管理規制の施行に関する 2011 年 12 月 12 日付政府首相決定 67/2011/QĐ-TTg 及び地方における対外活動の管理に関する 2009 年 5 月 27 日付外務省、内務省合同通達 02/2009/TTLT-BNG-BNV 及び、（もしあれば）各文書の修正補足に沿って、各地方省及び中央直轄都市の人民委員会は対外活動の窓口機関（外務局・室あるいは地方省人民委員会事務所）を任命し、同窓口機関は、各地方省及び中央直轄市の人民委員会副主席の直接指揮のもとで各局及び委員会間の管理事業を調整する。また、各地方省及び中央直轄市の人民委員会副主席は、外務省の全国における海外非政府組織活動の管理を支援する。
3. 地方省人民委員会の各局、委員会、部門は、事業の管理、検査、モニタリング及び内務省と海外 NGO 事業委員会に対する報告について、地方の対外管理機関（外務局・室あるいは地方省人民委員会事務所）と協力する責任がある。
4. 各地方の海外非政府組織の事業に関する各地方省、中央直轄市の対外国家管理機関（外務局・室または人民委員会事務局）は、地方における海外非政府組織事業を管理する責任がある。また、海外非政府組織の活動の管理にあたっては、地方の各局、部門と調整し、海外非政府組織事業について各地方省および中央直轄市の人民委員会に対して助言する責任がある。

第4章 実施組織

第21条 表彰、違反処理（政令31条に規定）：

1. 海外非政府組織は、組織の活動地あるいはベトナムのカウンターパートからの評価・推薦書に基づいて表彰が検討される。
2. 政令第31条2項の規定に従って、海外NGO事業委員会は（もしあれば）海外非政府組織への抗議書類を受理する機関である。

第22条 施行効力：

1. 本通達は署名されてから45日後に施行され効力を持つ。
2. 実施過程において、差し支えがあれば、適宜研究、案内、修正を行うため、外務省に報告する。